

業務委託契約書

株式会社〇〇〇〇(以下、「甲」という)と〇〇〇〇〇(以下、「乙」という)は、成果型課金広告収益業(以下「アフィリエイト」という)の運営について以下に定める内容で業務委託契約(以下、「本契約」という)を締結する。本契約の対象サイトは<https://〇〇〇.com/>(以下「本サイト」という)とする。また、この契約以前に甲乙が結んだ契約は契約解除とする。

第1条 (業務委託)

1. 本サイトの作成・管理業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、委託業務の具体的内容、処理体制、及び処理方法を本契約または個別契約により定めるものとし、乙はそれに従わなければならない。

第2条 (報告義務)

1. 乙は、甲に対して所定の方法により委託業務の遂行状況等について報告する。
2. 前項にかかわらず、甲は、必要があると判断した場合には、乙に対して委託業務の遂行状況等の報告を求め、又は検査を行うことができる。
3. 乙は、委託業務に関して、第三者から苦情の申し出があったときは、乙は直ちに甲に書面で報告すると共に甲及び乙は、双方誠意をもって対応策について協議するものとする。
4. 乙は、委託業務を遂行できない状況が生じた場合には、遅滞なくその旨を甲に報告するとともに、甲及び乙は、双方誠意をもって対応策について協議するものとする。

第3条 (委託期間)

業務委託契約の期間は2021年 月 日より2022年 月 日とする。本契約の終了の2週間前までに、当事者の一方から他方に対し、本契約を終了する旨を書面(電子メールを含む)をもって通知しない限り、さらに1ヵ月間有効とし、以後この例による。

第4条 (費用)

委託業務を行うにおいて、費用が発生する場合は特に定めがない限りその費用は乙が負担するものとする。

第5条（報酬）

1. 乙が委託業務を行うことによりASPから甲に報酬が発生した場合に、甲は乙に対し本契約における乙の委託業務の報酬を支払うものとする。
2. 本サイト作成・管理費として下記の報酬を支払うものとする。ただし、報酬が20万円を超えた以降は、下記報酬とは別に支払っている個別の作業料(20万円)は支払わないものとする。

売上	報酬
0～100万円	10%
101～400万円	15%
400～500万円	16%
501～600万円	17%
601～700万円	18%
701～999万円	19%
1000万円以上	20%

＊サイト運営にかかわる経費を引いたものを報酬対象とする。

3. 甲から乙への報酬の支払いは、ASPが成果を認め甲に対する報酬を支払った月の翌月10日を期限として、甲が乙指定の銀行口座に振込むことにより支払うものとする。期限日が土日、祝祭日の場合は翌営業日とし、振込手数料は甲の負担とする。
4. 甲は、委託業務についてASPから報酬が支払われた場合にのみ、乙の報酬を支払う義務を負うものとし、不可抗力、ASPの故意又は過失、その他理由の如何を問わず

甲の故意又は過失に基づかない原因により、ASPから甲への報酬が支払われない場合は、甲は乙に対して委託業務の報酬を支払う責任を負わないものとする。

第6条（権利及び地位の譲渡等）

甲及び乙は、本契約に基づく一切の権利、義務及び地位を相手方の承諾なしに、譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできない。

第7条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示又は提供された個人情報、顧客情報、企業情報、その他すべての情報（以下「機密情報」という）を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面により相手方の同意を得ることなく、本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示又は提供してはならない。ただし、個人情報及び顧客情報を除く機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。
 - (1) 開示又は提供の前後を問わず公知となった情報
 - (2) 開示又は提供された時点において、既に自己が保有している情報
 - (3) 開示又は提供によらず、独自に取得した情報
 - (4) 機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報
2. 本条の機密保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

第8条（禁止事項）

1. 乙は、委託業務を行うにあたり、甲から提供された広告コードを甲に通知した特定のホームページ以外で使用してはならない。また、本契約期間中及び、契約解除後1年間は委託業務を行うにあたり使用していたホームページと同様のホームページを新たに開設し、運営してはならない。ただし、甲の許可がある場合は除くものとする。
2. 甲及び乙は、次の各号に定める行為を行ってはならない。
 - (1) 本契約の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 法令の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (3) 相手方又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つけるような行為
 - (4) 相手方又は第三者の財産、名誉・プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為

- (5) 相手方の業務を妨害する行為
- (6) 公序良俗に反する内容の情報、文書及び図形等を他人に公開する行為
- (7) その他相手方が不適切と判断する行為

第9条（損害賠償及び違約金）

1. 乙が故意又は過失により本契約に反したことを理由として本契約が解除された場合は、乙は甲に対して損害賠償の責を負うものとする
2. 乙が故意又は過失により本契約に反したことを理由として株式会社フェズと甲との間の契約が解除された場合は、乙は損害額を賠償しなければならないものとする。
3. 乙は、前2項に定める損害賠償責任を甲が指定する期日までに甲が指定する方法で支払わなければならない。
4. 乙が天災その他やむを得ない事由による場合を除き、損害賠償義務を履行しない場合は、支払い期日の翌日から支払いをする完了する日の前日までの日数に応じ、その支払金額に対して年利14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として支払わなければならない。
5. 乙の損害賠償義務と甲の報酬支払い義務は同時履行の関係に立つものとし、乙が損害賠償義務を履行しない場合は、甲は乙に対する報酬の支払いを拒むことができるものとする。
6. 甲は、弁済期の定めに関わらず、自己の有する損害賠償債権と報酬支払い義務を対当額にて相殺することができるものとする。

第10条（解約）

甲又は乙は、相手方が次の各号の一つに該当したときは、催告なしにただちに、本契約及びこれにもとづく個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約、あるいは本契約に関する条項、個別契約の条項に違反したとき
- (2) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (3) 第三者から強制執行を受けたとき
- (4) 破産・民事再生、又は会社更生等の申立があったとき
- (5) 信用状態の悪化等あるいはその他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき
- (6) 甲の広告方針に違反又はASPの指定する禁止事項に違反したとき

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (イ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 前項に反した場合は、甲又は乙は本契約を催告すること無く解除することができる。

第12条（協議条項）

本契約に定めのない事項、本事業の譲渡に関し必要な事項については、本契約に従い
甲乙協議のうえ、決定する。

第13条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠するものとし、これに従って解釈されるものとする。

第14条（管轄裁判所）

甲乙間の協議によっても、本契約に関する紛争が円満に解決できない場合は、甲及び
乙は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として
紛争を処理するものとする。

以上本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

2021年 月 日

甲 ○○県○○市○○
株式会社○○○

代表取締役 ○○○○○

乙